

別添 2 【群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分） 令和 6 年度事業メニュー（追加協議用）】

健康福祉課医療・福祉連携推進室所管

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
A 在宅医療等基盤整備事業 ①人材育成研修（専門研修） ②人材育成研修（多職種連携） ③普及啓発	400 千円	在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な次の経費 1 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5 役務費（通信運搬費、雑役務費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記 1 から 6 に掲げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費	県・都市医師会、県・都市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者	3/4	300 千円	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2-ウ（事業計画書（その他事業）） <u>※事業計画書には、研修等のテーマを記載すること</u> 例）医療と介護連携のための多職種連携研修、在宅における災害対応研修等	健康福祉課 医療・福祉連携推進室 医療・福祉連携係 根岸、伊関 tel: 027-898-2655 fax: 027-243-2670 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp （別添の補足資料「小児在宅医療の取扱いについて」を参照のこと）

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
B 医療型短期入所事業 所設備整備事業	医療型短期入所 事業所 4,000 千円 ※短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定による指定を受けた法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う事業所をいう。 ※医療型短期入所事業所 病院、診療所又は介護老人保健施設において実施される短期入所事業所をいう。	短期入所事業所（新規に設置しようとする場合を含む）における次の整備費 ア 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大（増床又は受入れ対象の拡大）のために必要な設備整備に要する費用（設置工事費を含み、工事事務費は含まない。） イ 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大（増床又は受入れ対象の拡大）のために必要な備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む。） ※医療的ケア児（者） 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（者） ◆ 病院等における空床を活用して「医療型短期入所」を実施することができます。 別添資料「医療型短期入所（空床利用型等）について」をご参照ください。	医療型短期入所事業所（*）（新規に設置しようとする場合を含む） （*）病院、診療所又は介護老人保健施設であって短期入所事業所の指定を受けているもの（詳細は、「2 基準単価」の欄を参照）	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	・別紙様式 2 協議書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第 3 号別紙 2 -イ（事業計画書（設備）） ・事業計画詳細（様式 4） ・工事設計図、工事仕分け書の写し等	障害政策課 施設利用支援係 長澤 tel: 027-226-2632 fax: 027-224-4776 e-mail: nagasawa-fu@pref.gunma.lg.jp